

島根県支部

事例に見る平成市町村合併以降の第3セクター他外郭団体の方向性

平成 61 年（1986 年）の「民活法」の成立を受け、全国各地に地域活性化を命題にいろいろな事業が立ち上げられ、その運営を行う主体として第三セクターが多数設立され、脚光を浴びていた時代からバブル崩壊、平成の市町村合併を経て、解散、整理される第三セクターがあるなか、現在も存続し、事業を行っている第三セクターが多数見られます。地方自治体の行財政改革が進む中、総務省は経営状態の悪化した第三セクターへの対策を取り始め、平成 21 年 6 月、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（改正版）を出すに至っています。

島根県内の第三セクターについても、経営状況の厳しさが伝えられる法人がありました。詳細を診断、調査をする機会が少ない状態でした。このような状況のなか、雲南市の第三セクターの現況とその取り巻く環境を事例調査することで近年の第三セクターを取り巻く環境変化（行政側、制度の変更）と第三セクター個々の経営状況について、課題と方向性の調査研究を行うこととしました。

第 1 章 第三セクターを取り巻く状況

第三セクターに関する近年までの動向と制度改革（指定管理者制度、公益法人改革）

第 2 章 雲南市の第三セクターの概要

雲南市と市関連の第三セクターの概要と推移

第 3 章 財務、事業構造から見た雲南市の第三セクター

財務、経営環境（経営主体、収益構造）について報告書などのデータ分析

第 4 章 第三セクター経営者ヒアリング調査

データ分析をもとに課題を抽出するためのヒアリング調査内容

第 5 章 雲南市の第三セクターの経営課題と方向性

調査のなかで過去に散見された過剰な投資と借入金に苦しんでいる第三セクターを見ることはなく、「指定管理者制度」の浸透に伴い指定管理者となっている例が多く、指定管理施設の老朽化、指定管理契約の見直し、「公益法人改革」への対応に迫られ、次の 4 点へ対応する必要があることがわかりました。

- 委託費（指定管理料）以外の収入の確保（自治体への依存度の低減）
- 指定管理者が安定した経営ができる指定管理者制度をつくる
- 自治体が（老朽化が見込まれる）指定管理対象施設に対する方針を明確化する
- 「公益法人改革」へ法人が、自らの方針に基づいて期限までに対応する